

障害児保育の申請に係る同意書

1 申請にあたって

- (1) 申請にあたっては医療機関を受診し、書類を提出する必要があります。
- (2) 必要に応じて、保育所等入所申込書類以外の書類を求めることや、主治医に電話等で疾病の症状等を確認する場合があります。
- (3) 医療機関に対する診療報酬及び文書等にかかる費用は、保護者負担となります。
- (4) 申請後、審査のために保育所等での体験保育を行いません。必要に応じて体験保育の様子を動画で撮影し、資料として使用する場合があります。
- (5) 申請後、主治医の判断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際は、分かり次第、保育センターへご連絡をお願いします。※状況により、再度、必要書類を提出していただく場合があります。
- (6) 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても保育の利用を取り消すことがあります。

2 利用調整について

- (1) 受入れ体制は施設によって異なるため、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受入れが難しく、希望された施設に入所できない場合があります。（転園希望時も同様）
- (2) 生後間もない等、障害児支援会議等において障害児保育の要否の判断がつかず、入所保留となる場合があります。

3 情報共有について

- (1) 障害福祉サービスを利用するにあたり作成される書類の複写の提供を、福祉部に依頼する場合があります。
- (2) 保護者から提出された申請内容等について、保育の実施に必要な範囲で、子どもあんしん部、福祉部又は児童が就学を予定している学校と情報を共有します。
- (3) 障害児保育が必要なお子様の状況について、集団保育を実施する上で必要な内容は、保護者と相談の上、他児やその保護者との間で共有する場合があります。

4 預かり時間について

- (1) 保育の利用日・利用時間は、入所決定後に保育所等と相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。

5 報告について

- (1) 入園後は、お子様の健康状態、発達状況及び障害福祉サービスや療育の利用について、保育所等に随時ご報告ください。
- (2) 入園後、主治医の判断により、新たな病気が発覚した際や配慮が必要な事柄が生じた際は、速やかに保育センターへご連絡をお願いします。※状況により、再度、必要書類を提出していただく場合があります。

6 障害児保育の解除について

- (1) お子様の状態に応じて、障害児支援会議等で協議し、市長が障害児保育の利用が不相当であると判断した場合、障害児保育の利用は解除となります。
- (2) 障害児保育の利用は、教育・保育給付認定のうち、2号及び3号認定のお子様を対象となります。認定区分が1号になった場合は、障害児保育の利用は解除となります。

上記のほか、保育所等との間で取り決めた事項を順守してください。

(宛先) 和光市長

保育所等における障害児保育の利用を申し込むにあたり、上記の事項について、全て同意します。

年 月 日 児童氏名 _____

保護者氏名 _____